

## 3. 福祉サービスの充実

障がいを持つ人の自立と社会参加を促進し、住み慣れた地域や家庭において安心した生活を送ることができるよう、障がいの程度に応じた福祉サービスを充実していく必要があります。また、障害者自立支援法では、身体・知的・精神の三障がい者の福祉サービスを一元化するとともに、これまでの事業や施設は新たな体系に再編され、これらのサービスの実施主体が市町村に一元化されることから、より効果的なサービスを提供することが求められています。

そのため、サービスを利用したい人が適切に利用できるよう、利用者のニーズに合ったサービス提供に努めるなど、障がいを持つ人が可能な限り在宅での生活を維持することができ、安心して暮らせる地域社会づくりに努める必要があります。

3 福祉サービスの充実	3-1 在宅福祉施策の推進	1. 日常生活支援体制の整備
		2. 地域生活支援の充実
		3. 人材の確保、質の向上
	3-2 相談機能の強化と情報提供の充実	1. 相談支援体制の充実
		2. ケアマネジメント体制の確立
		3. 情報提供体制の充実
3-3 生活安定のための施策の充実	1. 生活安定のための諸制度の周知	

### 3-1 在宅福祉施策の推進

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

障がい者が地域社会において、自立した生活をおくるためには、在宅における生活支援施策の充実が求められます。在宅で生活する障がい者や、障がい者を介護する保護者にとって、居宅介護やデイサービス、ショートステイなどの福祉サービスは、負担を軽くするための大きな支えとなります。

本市では、「居宅介護事業」「ショートステイ事業」「デイサービス事業」「在宅入浴サービス」などを行い、障がい者の在宅福祉施策に取り組んできました。しかし、ホームヘルパー派遣に関して、さらに居宅介護利用者の障がい種別に応じたきめの細かい対応が求められています。また、福祉サービスに関して、実態調査からみると、入浴に対する介助希望が高く、介助負担が大きいものとして入浴が一番高くなっているという現状が見られ、何らかの対応策が求められます。

今後、「総合福祉会館」が本市の福祉の拠点となって機能し、障がい者及びその介助者を支援していくことが大切です。また、在宅福祉の拡充にはマンパワーの確保が不可欠ですので、育成、研修を推進させていくことが必要です。

サービスの供給については、既存施設内の設備を利用できるような連携が必要です。そのために、利用者の求めるサービスと供給側との両方の情報を的確に把握するための情報交換の必要があります。

施策の推進方向
---------

---

### 1 日常生活支援体制の整備

障がいをもつ人が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がいをもつ人の自立と社会参加の促進を促すための福祉サービスのさらなる充実を図ります。

### 2 地域生活支援の充実

移動支援やコミュニケーション支援、日常生活用具の給付の充実等、より地域の実情に即したサービス基盤を整備し、障がいをもつ人が在宅で生活を継続できる環境の整備に努めます。

### 3 人材の確保、質の向上

現在供給されている、在宅福祉サービスに携わる人材について、多様化する障がい者のニーズに対応できるよう、研修を行うなど質の向上に努めるとともに、新たな人材の育成に努めます。特に、ホームヘルプについては、サービス利用者の多様なニーズに的確に応じることができる様に、ヘルパーと対象者との定期的な意見交換の場を設け親交と情報交換を行い、資質の向上を図ります。

## 主な取り組み

主要事業名	事業内容
ショートステイ事業	障がい者を介護している家族において、介護者が疾病等により介護が困難になった場合、その障がい者を一定期間（原則として7日以内）施設に入所することにより、障がい者家庭生活の安定を図ります。さらに、老人施設の相互利用についても推進します。
居宅介護事業	重度の障がい者や難病患者などが居宅において、日常生活を営むことができるよう、障がい者の家庭にホームヘルパーを派遣して、適切な家事や介護などの日常生活の介護を行うことにより、障がい者の生活の安定を図ります。
補装具の交付・修理 日常生活用具の給付	身体上の障がいを補うために、補装具の交付や修理、また重度障がい者の日常生活がより円滑に行われるように、各種用具を給付し、給付用具の内容の充実についても取り組みます。
ガイドヘルパー事業	外出困難な重度障がい者に対し、ガイドヘルパーを派遣し、日常生活の質の向上を図ります。
ふれあいホーム運営事業	小規模授産に通所する知的障がい者に対して、訓練を実施することにより、2人又は3人で共同生活が営めるよう指導することにより、身辺自立が可能になるよう援助などを行います。
入浴サービスの実施	障がい者本人の介助希望と、介助者が必要としているサービスとして、入浴サービスがあげられており、このようなニーズに対応したサービスを行います。
障害児者の生活支援	障がいのある人が地域で主体的に生活することができるよう、福祉サービスの利用援助や相談などを充実します。
障害者住宅環境の改善の促進	障がい者の住宅環境のバリアフリー化を促進します。
障害福祉サービスの充実	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、介護訓練等を充実します。
地域生活支援事業の充実	障がい者や障がい児が地域において自立した生活を営むことができるよう、各種サービスを充実します。
福祉有償運送事業の充実	障がいのある人の日常生活の維持と社会参加を促進するため、低料金での移送サービスを充実する。
行動援護事業	自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援、外出支援するサービスを行います。
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。

### 3-2. 相談機能の強化と情報提供の充実

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

障がいをもつ人が安心して暮らしていくためには、生活面から健康面、就学、就業に至る、日常生活のあらゆる場面において気軽に相談できる体制が必要です。

本市においては、身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、身近な地域において相談活動を展開し、適切な助言・指導を行ってきました。

障害者自立支援法では、相談支援事業が市町村の必須事業として地域生活支援事業に位置づけられており、今後は、障がい者が自立した社会生活を送ることができるよう、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現のため、今以上に相談機能の強化と情報提供の充実をめざす必要があります。

施策の推進方向

1 相談体制の充実

障がいの種類や、家庭状況に応じたサービス提供のための適切なアドバイスができ、障がい者に信頼され、気軽に相談できるような「あったか窓口」対応に努めるとともに、福祉、保健、医療等の障がい者にかかわる各分野間の連携を図り、各情報を一元化して、様々な障がいに関する相談に対応するため、民生委員・児童委員や障がい者相談員の充実を図り、体制整備に取り組みます。

2 ケアマネジメント体制の確立

障がい者が自立した社会生活を送ることができるよう、障がい者の意向を尊重した一人ひとりの生活に必要なケアマネジメント体制の確立に努めます。

3 情報提供体制の充実

保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がい者が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手交換できるよう、個々の障がいの状態に応じた効果的な情報提供に努めます。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
障がい者に対する相談活動の充実	障がい福祉に関する相談、訪問指導を充実します。
障がい者の権利擁護事業の充実	知的、精神障がいなどのある方の福祉サービスの利用手続き援助や日常金銭管理などの事業を充実します。

### 3-3. 生活安定のための施策の充実

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

障がい者にとって安定した生活を実現し、社会参加と自立を促進するためには、経済的な保障が必要となる場合があります。そうした保障は、障がい者本人の生活基盤を固める一方、介助者である家族への経済的支援にもなります。

障がい者の生活安定施策は国の制度が中心になっており、所得保障として障害基礎年金をはじめとする各種年金制度、障がいの重度化に対応した保障としての特別障害手当等の各種手当制度があります。これらの制度の他に各種運賃割引、医療費助成、税の軽減、生活資金貸付等の制度があります。今後、諸制度の内容を検討し、国や県への要望及び関係機関の協力を得ながら拡充を図ることが必要です。

さらに、様々な生活安定施策を総合的に活用することを通して、障がい者本人及びその家族の経済的負担の軽減を図るために、広報等による諸制度の周知徹底が必要です。

施策の推進方向

1 生活安定のための諸制度の周知

各種年金、手当、割引制度を必要とする人が、適切に利用できるように各種制度の周知に努め、活用の促進を図ります。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
障害児福祉手当の給付	在宅の重度障がい児に支給されます。 なお、国及び県に対し、手当の増額が図られるよう要望していきます。
心身障害者扶養共済制度	障がい者を扶養している方々が、相互扶助の精神で掛金を出し合い、万一の場合、障がい者に終身年金を支給します。これによって、経済的な援助を保障し生活の安定と福祉の向上を図り、障がい者の将来に対する保護者の不安の軽減を図れるよう、国及び県とともに協力します。
特別障害者手当の支給	精神又は身体の重度の障がい者が2つ以上重複するなど、日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に支給されています。
児童扶養手当の支給	父と生計を同じくしていない児童の母、又は父に重度の障がいがある児童の母あるいはその児童を養育している養育者に支給されます。
特別児童扶養手当の支給	重度の障がいを持つ20歳未満の児童を、家庭で養育している父母あるいは父母にかわってその児童を養育している人に支給します。
障害基礎年金の申請	初診日が国民年金加入中または、20歳以前の病気・けがのため障がい認定日において、国民年金法に定める1、2級の障がい状況になった者で、初診日以前の保険料を納めた期間と、保険料の納付を免除された期間が3分の2以上あるとき、または初診日前の一年間に、国民年金保険料の未納がない場合、支給されます。 なお、制度については、広報活動により周知に努めます。
税の減免等	税の減免には、国税、地方税、自動車税などがあり、利用の拡大のため周知に努めます。
各種割引、減免制度	障がい者を対象に各種割引・減免制度があります。それぞれの周知に努めます。
福祉の手引きの発行	生活安定施策を含めた障がい者関連施策の周知のため、わかりやすい福祉の情報提供として、福祉の手引きを発行し、障がい者施策についての周知をすすめます。